

よくある問い合わせ

過去に多く寄せられた質問への回答を記載しました。申請の際には参考にしてください。

| 質問 | 回答 |
|--|---|
| 「工事」と「物品・役務」に登録したいが、共通の添付資料は1組でよいか | それぞれに添付するようお願いします。 |
| 申請から登録までにはどのくらいの期間を要するか | 申請書類が不備なく提出された日から半月程度です。なお、申請数が多い時期は、手続に時間がかかることがありますので、余裕をもって申請してください。 |
| 新たに会社等を設立した場合、資格の取得は可能か | 2年以上の営業実績がない方は、原則資格取得はできません。 |
| 押印が必要な書類はどれか | 委任状・誓約書・使用印鑑届(物品販売・役務提供等は不要)に押印が必要となります。 ※電子申請(物品販売・役務提供等のみ)の場合は、押印した書類をスキャンしたものを添付してください。 |
| 申請書類に必要な納税証明書の写しとはどのような書類なのか | 書類チェックリストを参照してください。 それでもご不明な点がございましたら、管轄税務署若しくは市役所税務課までお問合せください。 |
| 営業種目実績表(様式物03)には何を記載すればよいのか。 | 営業希望業種分類表(様式物02)に「○」をつけた業種の実績をご記入ください。 また、実績の相手先は官民問いません。 |
| 経営規模等評価結果通知書が現在申請中で最新のものがない。前の結果でも良いか? | 申請日時点で発行されている最新のものを添付してください。 |
| 財務諸表の写し(直前1か年分のもの)とあるが、決算が間に合わない場合は、どうすればよいか | 現時点で最新のもので構いません。 |
| 郵送の場合、申請日はいつの日付を記載すれば良いか? | 申請書類の作成日を記載してください。 |
| チェックリストに「返信用封筒」の欄があるが、はがきでも良いか? | はがきでも良いです。 |
| 入札参加資格登録申請が完了した場合、決定通知等のお知らせは届くのか? | 入札参加資格登録の完了を示す決定通知書等の送付は行いません。令和8年4月中に入札参加資格登録事業者を御前崎市のホームページにて掲載しますのでそちらをご覧ください。 |